

○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準  
(平成十九年文部科学省告示第四十一号)

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十五年文部科学省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎その他の必要な施設（以下「施設」という。）及び図書、機械、器具等の設備（以下「設備」という。）は、教育研究に支障のないよう整備されるとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令（別表第一及び別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(二) 校地は、申請時まで申請者名義の所有権の登記（以下「自己所有」という。）がされており、かつ、負担付きの土地でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 開設時以降二十年（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の校地にあっては、開設時以降十年。ウ及び（四）において同じ。）以上にわたり使用できる保証のある校地であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時まで貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時まで貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある校地であって、イの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの

(三) 次のいずれかに該当する土地を校地とするときの（二）の規定の適用については、当該校地は、申請時まで自己所有がされている土地と

- みなす。
- ア 法令の規定による制限により、申請時までには所有権の移転登記をすることができない土地で、開設時以降確実に登記できる見込みのあるもの
  - イ 地方公共団体等の所有する土地で、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証のあるもの
  - ウ ア及びイに定めるもののほか、所有権の移転登記をすることが困難な特別の事情があると認められる場合において、申請時までには仮登記され、かつ、開設時以降確実に登記できる見込みのある土地
- (四) 施設は、自己所有がされており、かつ、負担付きの建物等でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- ア 現物により負担付きの寄附を受けた施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの
  - イ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証のある施設であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までには貸付けについての議会の議決等がなされているもの
    - (イ) 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までには賃貸借の契約等が締結されているもの
  - ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある施設であって、イの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの
  - エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う施設(附属施設を除く。)であって、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のあるもの
- (五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証があるときの(四)の規定の適用については、当該施設は、自己所有がされている建物等とみなす。
- (六) 設備は、申請者が所有し、かつ、負担付きのものでないこと。ただし、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (七) 校地は、教育研究に支障のないよう開設時までには整備されること。
- (八) 大学等(独立大学院大学を除く。)の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らしてこの(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上となるよう段階的に整備することができる。

年次	大学等の種類に応じた割合		
	大学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	十分の四	五分の三	五分の一
第一年次中	十分の七	五分の五	五分の二
第二年次中	十分の十	—	五分の三

第三年次中	—	—	五分の四
第四年次中	—	—	五分の五

- (九) 独立大学院大学の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らしてこの(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、段階的に整備することができる。

## 二 設置に必要な財産について

- (一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の校舎及び設備（図書等を除く。（二）、第二の二の（三）及び六のア、第四の六の（二）のア及び（三）のイ並びに別表第一において同じ。）の整備に要する経費（以下「校舎等経費」という。）（通信教育に係るものを除く。）は、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していること。
- (二) 現物による寄附がある場合にあっては当該寄附に係る校舎及び設備の価額等、校舎及び設備が借用である場合にあっては当該借用に係る校舎及び設備の評価額等からみて相当と認められるときは当該校舎及び設備の価額等又は評価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。
- (三) 大学等の図書等の整備に要する経費は、学部（短期大学及び高等専門学校にあっては、学科）の種類、規模等に応じた必要な額を計上していること。
- (四) 独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る校舎等経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。
- (五) 大学等の校地並びに施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時まで当該設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (六) 大学等の設置経費の財源となる寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社その他の法人にあっては役員会の決議録その他の資料により、個人にあっては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認することができるものであり、かつ、次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 設置しようとする学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）への入学又は入園を条件とするもの
- イ 寄附者が借入金により調達したもの
- ウ 寄附能力がない者からのもの
- エ 施設及び設備の整備に係る契約当事者からのもの
- オ その他大学等の設置経費の財源として適当と認められないもの
- (七) 次のいずれかに該当する寄附金等は、(五)の適用については、申請時までには収納されている寄附金とみなす。
- ア 地方公共団体等の寄附金又は補助金であって、申請時までには予算についての議会の議決等がなされ、当該寄附又は補助の事実を確認できるもの
- イ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人による寄附金であって、申請時までには寄附をすることができないやむを得ない事情があり、申請時までには当該寄附及びその時期についての理事会の議決がなされ、かつ、申請者の大学等の設置経費の財源の保有状況に照らして資金計画に支障がないと認められるもの
- (八) 大学等の設置経費の財源は、現金、預金又は国債等の有価証券（設置経費の支払時期までに満期日が到来し、額面金額が償還されるもの

に限る。)により保有されるものであること。

### 三 経営に必要な財産について

- (一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教育研究実施組織を段階的に整備する場合は、この限りでない。
- (二) 独立大学院大学の開設年度の経常経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。
- (三) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (四) 大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。
- (五) 経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入は、その算出根拠となる単価及び学生数が、次に定める事項に関する妥当な資料の分析により合理的に算定されており、確実に収納される見込みがあると認められること。

ア 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材の需要の動向

イ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果

ウ 学生募集に関する取組の効果

- (六) 校地及び校舎が借用の場合には、(三)の規定にかかわらず、原則として、申請時まで大学等の開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (七) 経常経費の財源の取扱いについては、二の(六)から(八)までの規定を準用する。この場合において、二の(七)中「(五)」とあるのは、「三の(三)」と読み替えるものとする。

### 四 役員等について

- (一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。
- (三) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
- (四) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。
- (五) 役員構成は、教育研究実施組織との意思疎通を適切に行うことが可能なものであること。
- (六) 理事会の運営は、理事相互間の情報及び意見の交換の機会が適切に確保されるものであること。
- (七) 監事の業務に対する支援体制は、適切に構築されるものであること。
- (八) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (九) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
- (十) 学校法人の事務局長その他の幹部職員の構成は、役員配偶者又は

親族等に偏らないものであること。

- (十一) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
- (十二) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

## 五 その他

- (一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間（（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
- (二) （一）の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

## 第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

### 一 校地並びに施設及び設備について

- (一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定を準用する。この場合において、第一の一の（八）及び（九）中「二の（五）」とあるのは、「第一の二の（五）」と読み替えるものとする。
- (二) 当該学校法人が既に設置している学校等（以下「既設の学校等」という。）に係る教育事業その他の事業において使用する施設及び設備であって、教育又は研究の用に供しようとするものがある場合は、当該施設及び設備の転用又は共用（以下「転共用」という。）をすることができる。

### 二 設置に必要な財産について

- (一) 大学等の設置経費の財源は、寄附金収入、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産（以下「寄附金等の資産」という。）を充てるものとし、申請時まで当該設置経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。
- (二) 大学等の設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。
- (三) 既設の学校等の施設及び設備の転共用をする場合で、次の要件を満たすときは、当該施設及び設備の帳簿価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。
  - ア 転共用をする施設及び設備が教育研究上の目的を達成するために必要なものであると認められること。
  - イ 転共用をする施設及び設備の整備のためにした借入金（転共用をする施設の整備のためにした借入金については、当該施設の自己資金率（当該転共用をする施設の帳簿価額に対する当該帳簿価額から当該借入金の残額を減じた額の割合をいう。）が大学等における当該施設の使用割合（当該施設の全体の面積に対する大学等において使用する面積の割合（当該施設を他の大学等と共用する場合にあっては、大学等において使用する面積により按分したものの割合）をいう。）を下回るものに限る。以下同じ。）が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。
    - (ア) 当該借入金の額と設置経費等に充てる借入金の額との合計額が設置経費等の額の二分の一を超えないこと。

- (イ) 申請時において、当該借入金に相当する額の財源として、寄附金等の資産を保有していること。
- (ウ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、転共用をする施設及び設備の帳簿価額が当該借入金の残額を上回っていること。
- (四) 設置に必要な財産に係るその他の事項については、第一の二（（五）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の二の（六）の「ア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の（七）中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「（五）」とあるのは「第二の二の（一）」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

### 三 経営に必要な財産について

- (一) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。
- (二) 二の（二）の規定は、大学等の経常経費の財源に借入金を充てる場合について準用する。
- (三) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（（三）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の（五）の「ウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の（七）中「二の（六）」とあるのは「第一の二の（六）」と、「二の（七）中「（五）」とあるのは、「三の（三）」とあるのは「第一の二の（六）の「ア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の（七）中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「（五）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

### 四 役員等について

役員等については、第一の四（（八）を除く。）の規定を準用する。

### 五 既設の学校等について

- (一) 当該学校法人が既に設置している大学等（以下「既設の大学等」という。）の校地並びに施設及び設備については、第一の一の（一）の規定を準用する。
- (二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。（三）において同じ。）が、〇・五を上回ること。この場合において、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。
- (三) 既に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が著しく高いものでないこと。この場合において、収容定員充足率の算定単位については、（二）後段の規定を準用する。
- (四) 既設の大学等又は既設の大学等に既に置かれている学部等（大学等に置く学部、学科、大学院又は大学院の研究科をいう。）（以下「既設の学部等」という。）に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過して

いないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

- (五) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、適正な償還計画が策定され、かつ、その償還が適正に行われていること。
- (六) 学校法人の負債の状況について、開設年度の前々年度の末日における負債率（総資産額に対する前受金を除く総負債額（設置経費等に借入金を充てる場合にあつては、当該借入金を含む。）の割合をいう。以下同じ。）は、 $0.25$ 以下であること。
- (七) 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、（六）の規定にかかわらず、負債率は、 $0.33$ 以下であること。
- (八) 校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が $0.25$ 以下であるときの（六）の規定の適用については、負債率は、 $0.25$ 以下であるとみなす。
  - ア 不動産鑑定士の鑑定評価によるもの
  - イ 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条第二号に定める標準地の単位面積当たりの価格に基づき算出するもの（再評価の対象となる土地が標準地又はその隣接地である場合に限る。）
  - ウ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条に定める基準地の単位面積当たりの標準価格に基づき算出するもの（再評価の対象となる土地が基準地又はその隣接地である場合に限る。）
  - エ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）による路線価及びその財産評価の方式に基づき算出するもの
- (九) 既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率（借入金等返済支出から短期借入金（当該借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。）に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。）が $0.2$ 以下であること。
- (十) 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であつて、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が $0.2$ 以下であるときの（九）の規定の適用については、負債償還率は、 $0.2$ 以下であるとみなす。
- (十一) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下十一において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。
- (十二) （一）から（十一）までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

## 六 改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、

新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換は、次のとおり取り扱う。

ア 二の（四）において準用する第一の二の（一）の規定にかかわらず、校舎及び設備の整備に要する経費については、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二の（三）のイの規定は、当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。

ウ 五の（六）の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下であること。

#### 七 その他

（一） 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項（同法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条の申請（文部科学大臣への申請に限る。）若しくは文部科学大臣への届出（私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認められる期間（（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

（二） （一）の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

#### 第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

##### 一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。

##### 二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の（四）中「第二の二の（一）」とあるのは、「第三の二において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

##### 三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（三）中「第一の三の（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中」とあるのは「第一の三の（六）中」と、「第二の三の（一）」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

##### 四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

##### 五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の（五）から（十二）までの規定を準用する。

##### 六 その他



その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第三」と読み替えるものとする。

#### 第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

##### 一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。この場合において、第二の一の（一）中「第一の一の（八）及び（九）中「二の（五）」とあるのは、」とあるのは、「第一の一の（一）、（二）、（四）及び（八）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の（二）中「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。））」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の一の（八）及び（九）中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、「二の（五）」とあるのは」と読み替えるものとする。

##### 二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の（一）から（三）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の（四）中「第一の二の（六）」とあるのは「第一の二の（一）、（三）、（六）及び（八）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（一）及び（四）中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の（六）」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

##### 三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の（一）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の（二）中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（一）、（三）及び（六）を除く」と、「第一の三の（五）」とあるのは「第一の三の（二）中「独立大学院大学」とあり、第一の三の（四）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の（五）」と、「第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の（七）中」とあるのは「第一の三の（七）中」と、「第一の二の（六）のア中」とあるのは「第一の二の（六）から（八）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（六）のア中」と、「（五）」とあるのは「第二の三の（一）」とあるのは「（五）」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

##### 四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

##### 五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。

##### 六 改組転換等について

- （一） 大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であって、当該専門職学部の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学

定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であつて、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六の四中「二の（四）において準用する第一の二の（一）」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（四）において準用する第一の二の（一）」と、第二の六のイ中「二の（三）のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（三）のイ」と、第二の六のウ中「五の（六）」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の（六）」と読み替えるものとする。

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下（二）において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限る。次のとおり取り扱う。ただし、（三）に規定する場合は、この限りでない。

ア 二において準用する第二の二の（四）において準用する第一の二の（一）の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二において準用する第二の二の（三）の規定は、適用しないこと。

ウ 五において準用する第二の五の（五）から（十）までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

(三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下（三）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下（三）において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア 一において準用する第二の一の（一）において準用する第一の一の（七）から（九）までの規定は、適用しないこと。

イ 二において準用する第二の二の（四）において準用する第一の二の（一）の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

ウ 二において準用する第二の二の（三）の規定は、適用しないこと。

エ 三において準用する第二の三の（三）において準用する第一の三の（四）及び（五）の規定は、適用しないこと。

オ 五において準用する第二の五の（五）から（十）までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等の

ためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

#### 七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第四」と読み替えるものとする。

#### 第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

##### 一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

- (一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定（（七）から（九）までを除く。）を準用する。
- (二) 設置に必要な財産については、第一の二（（一）から（三）までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の二の（四）中「独立大学院大学の設置経費及び通信教育に係る」とあるのは、「大学等の」と読み替えるものとする。
- (三) 経営に必要な財産については、第一の三（（一）及び（五）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の（二）中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の（三）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の（六）中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の（七）中「二」とあるのは「第一の二」と、「三の（三）」とあるのは「第五の一の（三）」において準用する第一の三の（三）」と読み替えるものとする。
- (四) 役員等については、第一の四の規定を準用する。
- (五) その他については、第一の五の規定を準用する。この場合において、第一の五の（一）中「第一」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

##### 二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可について

- (一) 校地並びに施設及び設備については、第二の一の（一）前段及び（二）の規定を準用する。この場合において、第二の一の（一）中「第一の一」とあるのは、「第一の一（（七）から（九）までを除く。）」と読み替えるものとする。
- (二) 設置に必要な財産については、第二の二（（三）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の（四）中「（五）を除く」とあるのは「（一）から（三）まで及び（五）を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の（四）中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第五の二の（二）において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。
- (三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二

の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（一）、（三）及び（五）を除く」と、「（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「（二）中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の（一）」とあるのは「第五の二の（三）において準用する第二の三の（一）」と、「寄附金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と読み替えるものとする。

（四） 役員等については、第二の四の規定を準用する。

（五） 既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、第二の五の（一）から（四）までの規定は、準用しない。

（六） その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

### 三 設置者の変更により学部等（学部の学科を除く。以下三において同じ。）の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

（一） 校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。

この場合において、第二の一の（一）中「第一の一の規定」とあるのは「第一の一（（七）から（九）までを除く。）の規定」と、「第一の一の（八）及び（九）中「二の（五）」とあるのは、「第一の二の（五）」とあるのは「第一の一の（一）、（二）及び（四）において「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の（二）において「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と読み替えるものとする。

（二） 設置に必要な財産については、第二の二（（三）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の（四）中「（五）を除く」とあるのは「（一）から（三）まで及び（五）を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の（四）中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等の」と、第一の二の（六）から（八）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第五の三の（二）において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

（三） 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の（一）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の（二）中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（一）、（三）、（五）及び（六）を除く」と、「（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「（二）中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の（四）中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の（六）のア中」とあるのは「第一の二の（六）から（八）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（六）のア中」と、「（五）」と

あるのは「第二の三の（一）」とあるのは「（五）」とあるのは「第五の三の（三）」において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

（四） 役員等については、第二の四の規定を準用する。

（五） 既設の学校等については、第二の五（（六）から（十）までを除く。）の規定を準用する。

（六） その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

#### 四 一、二及び三における校地並びに施設及び設備の取扱の特例について

（一） 一の（一）において準用する第一の一の（二）の規定並びに二の（一）及び三の（一）において準用する第二の一の（一）において準用する第一の一の（二）の規定にかかわらず、校地が、申請時まで自己所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であって、相手方の学校法人（設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人をいう。（二）において同じ。）の理事会において、開設時まで当該校地の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、申請時まで自己所有がされているとみなす。

（二） 一の（一）において準用する第一の一の（四）及び（六）並びに二の（一）及び三の（一）において準用する第二の一の（一）において準用する第一の一の（四）及び（六）の規定にかかわらず、施設又は設備が、開設時まで自己所有又は所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であって、相手方の学校法人の理事会において、開設時まで当該施設又は設備の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、自己所有又は所有がされているとみなす。

#### 五 設置者変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更（所轄庁が都道府県知事に変更となる場合を除く。）の認可について

（一） 役員等については、第二の四の規定を準用する。

（二） 既設の学校等については、第二の五の（一）の規定を準用する。

#### 第六 その他

一 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

二 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画（三において単に「計画」という。）を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項（三において単に「附帯事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可に係る計画及び附帯事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施するものとする。

附 則 （略）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和五年三月一日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条 令和六年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可

の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻及び専攻の課程の変更を除く。）をいう。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（以下「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査については、別表第一に係るものを除き、なお従前の例による。

第三条 令和七年度に行おうとする私立大学等の寄附行為認可等の申請に係る審査における改正後の第二の五の（二）（これを準用する場合を含む。）の規定の適用については、「既に置かれている」とあるのは、「学部等を置こうとする大学等に既に置かれている」と読み替える。

別表第一 標準設置経費額（第一の二の（一）、第二の二の（四）、第三の二及び第四の二関係）

一 大学

（一） 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学関係	自然科学関係 (医学関係及び歯学関係を除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)	歯学関係 (うち附属病院分)
校舎の整備に要する経費	六一八	一、二六〇	八三五	一五、四三五 (一、二、三三)	四、三八九 (二、三〇〇)
設備の整備に要する経費	三七	七三九	一四五	七、〇五三 (五、二五二)	一、八六三 (六八一)
合計	六五五	一、九九九	九八〇	二二、四八八 (一、七、五七五)	六、二五二 (二、九八一)

備考

- 一 収容定員が四〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。
- 二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。（以下別表第一において同じ。）
- 三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。（以下別表第一において同じ。）
- 四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからオまでに定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）
  - ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係
  - イ 自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。） 理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係及び薬学関係
  - ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係
  - エ 医学関係 医学関係
  - オ 歯学関係 歯学関係
- 五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合  
イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人以外の収容定員の割合

六 大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部における標準設置経費額は、第一号及び前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

七 第五号において、基準面積とは、第四号のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに含まれる学部の種類（ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の大学設置基準別表第三のイ若しくは口の表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の一において単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の（二）の表備考第二号において同じ。）

八 既設の学部に学科（大学の共同学科を除く。）を設置する場合の標準設置経費額は、当該学部（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科の収容定員を合わせて一の学部とみなしたものをいう。以下この号において同じ。）に当該学科を設置した場合の標準設置経費額に当該学部に当該学科を設置した場合の当該学部の収容定員に対する当該学科の収容定員の割合を乗じて得た額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

九 大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学部とみなした場合の当該学部の標準設置経費額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

ア 大学設置基準別表第三のイ（２）の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎面積を減じる場合にあつては、減じる前の基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合（「専門職大学等特例割合」という。）

イ 大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人以上）の場合



(単位：百万円)

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学関係	自然科学関係 (医学関係及び歯学関係を除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)	歯学関係 (うち附属病院分)
校舎の整備に要する経費	九二六	一、六九一	一、二二〇	一七、八八一 (一三、九〇九)	四、八一五 (二、三七八)
設備の整備に要する経費	七二	一、四七八	二八八	九、四四九 (六、七五三)	二、五三〇 (六八一)
合計	九九八	三、一六九	一、五〇八	二七、三三〇 (二〇、六六二)	七、三四五 (三、〇五九)
備考					
<p>一 収容定員が八〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合</p> <p>三 大学の共同学科を置く学部における標準設置経費額は、前二号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。</p>					

## 二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係 又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三〇〇	四〇四	三三一
設備の整備に要する経費	一一	二二二	四四

合計	三一一	六二六	三七五

備考

一 収容定員が一〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからウまでに定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の（二）の表において同じ。）

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係

イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係

ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合

四 前号において、基準面積とは、第二号のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該区分に含まれる学科の種類（ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の二において単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の（二）の表備考第二号において同じ。）

五 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、第一号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれの短期大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学科とみなした場合の標準設置経費額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

六 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の（二）の表において同じ。）

ア 短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期

大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎面積を減じる場合にあつては、基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合（「専門職短期大学等特例割合」という。）

イ 短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三五五	五〇四	三九八
設備の整備に要する経費	二二	四四四	八七
合計	三七七	九四八	四八五

備考

一 収容定員が二〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合

校舎の整備に要する経費	六一八	八〇二
設備の整備に要する経費	二七五	五四八
合計	八九三	一、三五〇
備考		
<p>一 標準設置経費額は、校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 この表は、高等専門学校学科の種類を問わず、適用する。</p> <p>三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積（高等専門学校設置基準第二十五条第二項に定める基準校舎面積（以下別表第一の三において単に「基準校舎面積」という。）をいい、学級数は、同令第五条第二項に定める標準学生数を単位とする。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合</p> <p>四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合</p> <p>五 高等専門学校設置基準第二十八条の規定により同令第二十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、第一号から前号までの規定を適用して得た経費の区分に応じた額に、それぞれ基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p>		

別表第二 標準経常経費額（第一の三の（一）、第二の三の（三）及び第三の三関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×八、七〇〇＋職員数×六、二〇〇

人件費以外の経常経費	人件費×〇・五（医学関係にあつては、人件費×〇・七）
<p>備考</p> <p>一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。</p> <p>二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。</p> <p>三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数に、次のアからエまでに掲げる学部等（大学院又は大学院の研究科を除く。）の別に応じ、当該アからエまでに定める割合を乗じて得た数とする。</p> <p>ア 学部（医学又は歯学に関するものを除く。） 五分の四</p> <p>イ 医学に関する学部 三</p> <p>ウ 歯学に関する学部 五分の六</p> <p>エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三</p> <p>四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p>	